

第4章

北部ソマリアにおける「並行的」和解実践とその課題

遠藤 貢

要約：本中間報告では、ソマリアにおける「和解」過程を「重層的」、あるいは「並行的」過程ととらえ、その経緯と課題を明らかにしながら、近年顕在化してきたソマリランドとプントランドの「境界」問題、あるいは領土問題（おもにソール、サナーグ）に連なる緊張関係を考察する予備作業として、それぞれの地域の「和解」過程を、その関係性に注目して検討する。その中では、プントランド「政府」樹立過程におけるソマリランドの「模倣」や、「境界」地域のハーティ（特にドゥルバハンテ、ワーセンゲリ）がそれぞれの地域で周辺に位置しつつ、それぞれの行政に関わるという「重複帰属」状況が生じ、「境界」地域の帰属が曖昧な状況が生じてきたことに言及する。

キーワード：北部ソマリア ソマリランド プントランド 「境界」

はじめに

「崩壊国家」としてのソマリアは、1991年に中政府を喪失して後今日に至るまでいまだに国家としての再建の展望を描くことができない状況にある。ただし、ソマリア国内の地域に目を向けると、これまでさまざまな形で「和平」や「和解」を掲げた会合が行われてきたことが了解できる。ここ数年のインターピース（Interpeace）による調査結果が公表されたことでこうした様々な会合の細部に関する程度の情報を得られるようになった。こうした会合やそれに伴う政治動向をさらに検討していくと、そこにはきわめて興味深い現象が生起していることがわかる（Interpeace [2008a, 2008b, 2009]）。つまり、「関係者」（主にクラン）間の「和平」や「和解」がある程度実現した北部地域（北西部ソマリランドと北東部プントランド）では一定の安定が実現しているものの、並行して行われる「和解」過程に同じ「関係者」がかかわる（言い替えれば、「関係者」の範囲が複数の「和解」過程に及ぶ）場合には、相互に影響を及ぼしながら「関係者」の「和解」過程への関与の度合

いに差が生じ、「和解」過程の結果形成されてきた「政府」を要する領域間の緊張として発現していることである。端的に言うと、こうした並行して進んだ「和解」過程の下で形成されてきたソマリランドとプントランド¹の「境界」をめぐる新たな紛争の火種が胚胎されてきた面があるということでもある (Hoehne [2010])。2007年にはラスアノッド (Las Anod) 近郊での両軍の衝突も起きなど緊張関係の中にある²。

そこで、本報告 (中間報告) では、こうしたソマリアにおける「和解」過程を「重層的」、あるいは「並行的」過程にとらえ、その経緯と課題を明らかにしながら、特に近年顕在化してきたソマリランドとプントランド間の「境界」問題、あるいは領土問題 (おもにソール、サナーグ) にも連なる緊張関係を考察するための予備作業を行うこととしたい。

第1節 ソマリ社会における「和解」とその実践

ソマリ社会では、クラン内、クラン間で生じた問題解決のための和解= reconciliation (*nabadayn*) は、基本的には修復 (被害弁償) という考え方にに基づき、問題解決のために「被告」側が「原告」側に血税 (*diya*) を支払う (一般的にはラクダを中心とした一定頭数の家畜を提供する) ことによって実施されるものと解釈されている。その目的には、共同体としてのクラン間の関係回復によるソマリ社会の維持に加え、国家の再建よりも地域的な平和 (安定) の実現が挙げられる。そして、「崩壊国家」ソマリアのもとで生じた様々な問題に関し、最終的に修復 (被害弁償) がおこなわれるまでの過程における「和解」には、紛争で用いられた暴力手段の管理、クラン間 (あるいはクラン内の) 妥協と寛容の提示、そして共存の受容が含まれている。こうした「和解」のために慣習法としてのヒール (*xeer*) の存在が知られているが、これはソマリ社会すべてで同じように適用・運用されているわけではなく、それぞれの社会状況などの影響を受ける形できわめて状況依存的に、また流動的な運用がなされている³。

しかし、こうした「和解」の仕組みは、これまで十分な成果を上げていない全国レベルでの取り組みの枠組みの中では異なった理解のもとで運用されている点には留意する必要がある。全国レベルで「和解」という名称を冠する場合には、「独立」を宣言しソマリアか

¹ プントランドという名称は、古代エジプト時代にこの地域に存在していたとされる「プント王国」の名称を継承する形で用いている (Brons [2001: 87])。

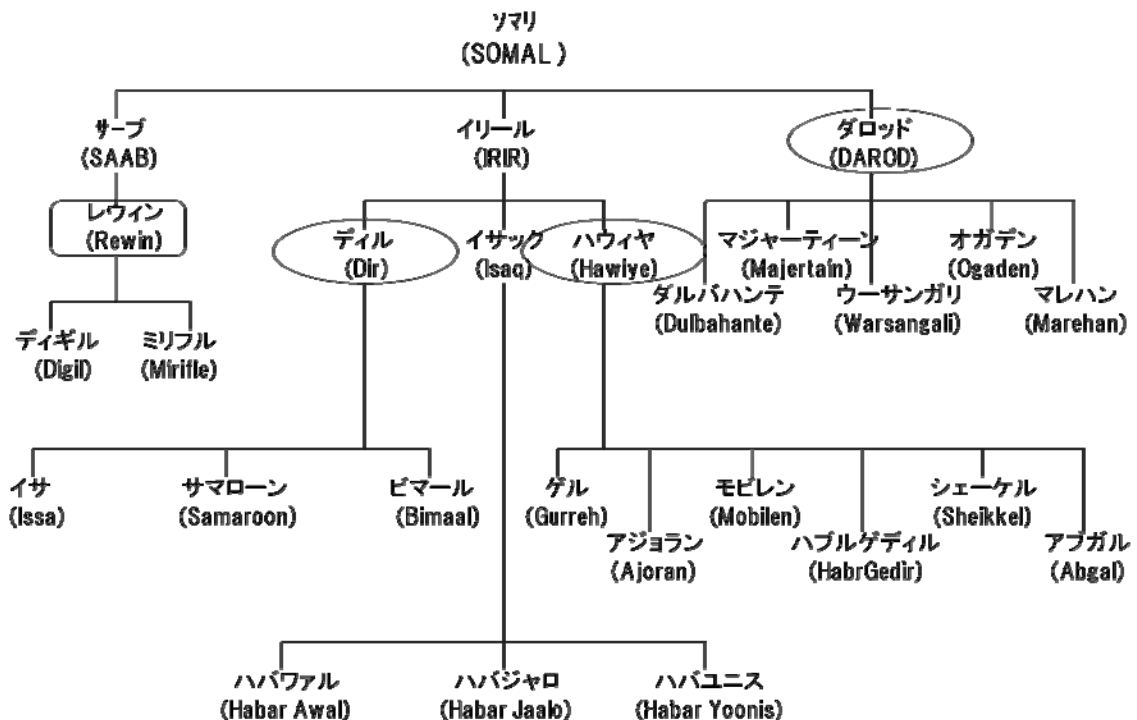
² ヘーネが指摘するように、2002年にソマリランドのイーガルが亡くなるまでは、後に述べるこの「境界」には、双方の大統領が訪問を避けてきた経緯がある (Hoehne [2009: 266])。

³ ソマリ社会における慣習法に関する包括的な研究としては、van Notten [2005] を参照のこと。また、新たな政治集団形成のもとでヒールのあり方が進化する事例がみられる。例えば、プントランドにおけるダロッドのクラン連合であるハーティの形成に合わせる形で *Harti xeer* が形成されたことなどが報告されている (Interpeace [2008a: 67-68])。

らの分離独立を指向するソマリランドの主要クランであるイサックを除いた主要4クラン（ダロッド、ハウィヤ、ラハンウェン、ディル）とそこからは除外されるマイノリティ（0.5）を「公平に」代表させるための暫定連邦議会（Transitional Federal Parliament）における権力分有の仕組みとして、「和解」は理解される形になっている（図1で囲われているのが主要クランである）。これは4.5 フォーミュラと呼ばれているもので、このアイディアはジブチが主導した「和解」プロセスとして知られるアルタプロセスの結果設立された暫定国民政府（Transitional National Government: TNG）（2000年～2004年）の時に現われたものであった。

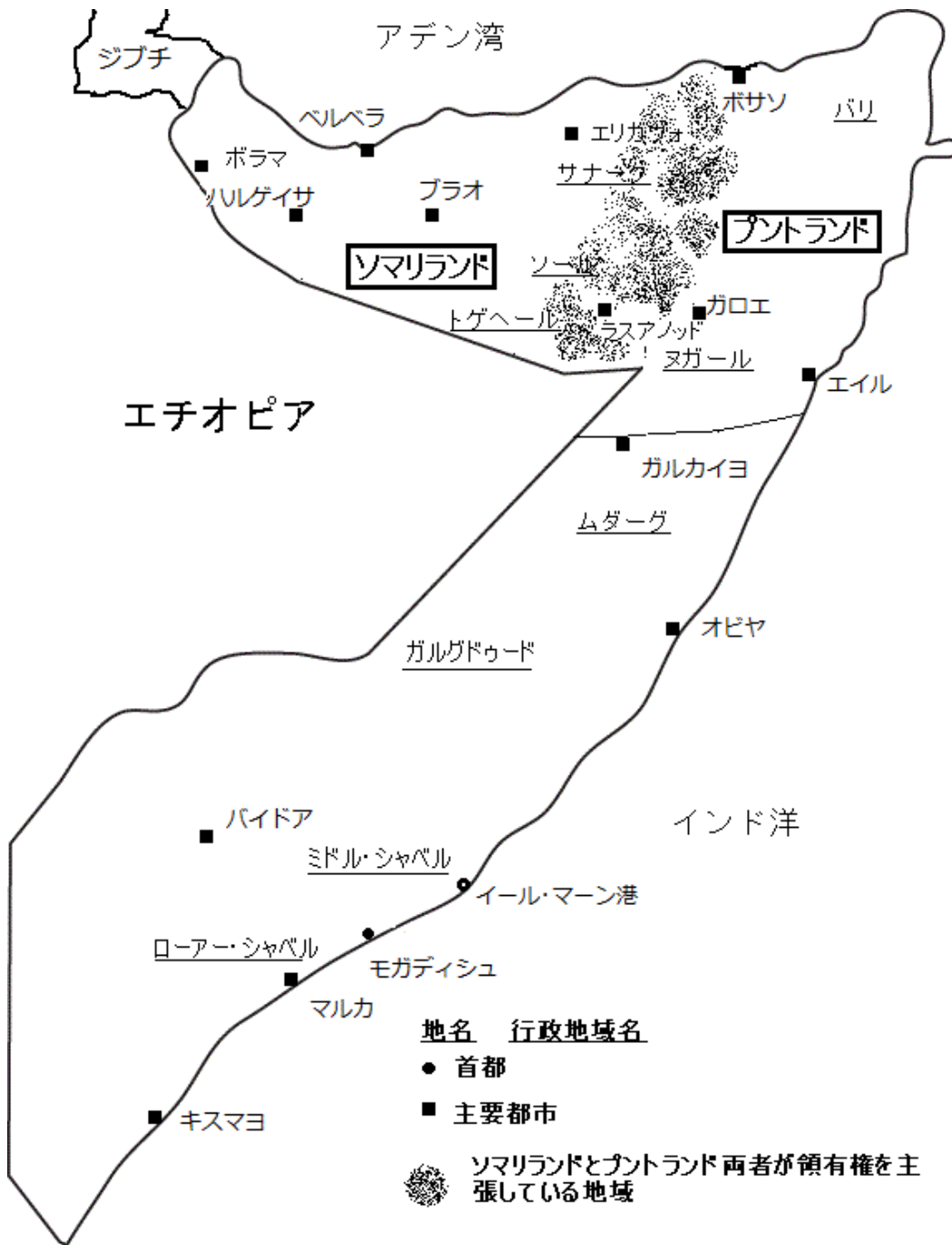
従って、ソマリアの文脈では「和解」という概念が、様々なレベルで必ずしも整合的ではない形で用いられていることがわかる。そして、こうした「和解」概念の運用が概念上一見整合的と考えられる形で進められる場合でも、次に示すように、特定の「関係者」が並行して行われる「和解」過程に関与する場合に、新たな軋轢が生まれる可能性を排除できない問題を生む形となってきたのである。

図1 ソマリのクラン系図



(出典) Lyons and Samatar [1995:9] , Brons [2001:18-29] を修正して筆者作成

参考地図



第2節 ソマリランドにおける紛争と「和解」過程

1. ソマリランドにおける紛争の背景と「独立」の動き

(1) オガデン戦争後の状況への北部の対応の経緯

シアド・バーレ政権下において、北部は差別と抑圧の対象地域となった。ソマリア北部では、イサックと難民としてエチオピアから流入したオガデン出身者との間で、牧草地をめぐる対立が生じるようになった。ここでシアド・バーレ政権はオガデンからの難民を徴兵して軍隊に組み入れ、イサックの牧草地を略奪する挙に出た。これに対し、1981年にロンドンに亡命したイサックを中心に設立された反政府勢力のソマリア国民運動 (Somali National Movement: SNM) は、エチオピアの支援もあり、シアド・バーレ政権の抑圧に対する軍事的な抵抗運動を開始した。この動きに対し、政府によるイサックへの弾圧はさらに強まった (Ahmed and Green [1999: 118])。しかし、1987年にシアド・バーレとエチオピアのメンギスツ大統領の間で亡命者の反政府活動への支援停止が合意されたため、1988年に SNM はエチオピア国内の拠点を失い、北部ではソマリア国軍と SNM の間での激しい戦闘へと発展する。SNM による北部の政府勢力 (ハルゲイサ、ブラオ) への攻撃が行われる一方、政府軍による (空爆含む) 北部攻撃がおこなわれ、死者 5 万人以上を出したほか、50 万人以上がエチオピアへの異同を余儀なくされた。また、こうした状況下で、シアド・バーレはイサックとの対峙姿勢を強め、北部の他のクランからの支持を得る目的で、イサック以外のクランのための新たな行政区を設立した。アウダール (Awdal) はガダブーシ、ソール (Sool) はドウルバハンテ、ダハール (Dhahar) とラースコレイ (Laasqoray) はワーセングリという形で、それぞれの地域に多く居住するクランに便宜を図る行政区分けが行われたのである。そして、北部での戦闘に際し、シアド・バーレ政権はワーセングリ、ドウルバハンテ (ともにダロッド) を組織し、イサック主導の SNM との戦闘に当たらせるべく支援を行った。

これに対して、イサックでは長老がシアド・バーレ政権との戦闘上の対抗勢力を動員する対応を行ったほか、エチオピアの拠点を失ったことで国内での政権への対応において亀裂が入った SNM の内部調停にも当たるなど、1980 年代末から 90 年代初頭にかけての北西部の政策対応を主導する形となった。

1991 年 1 月 29 日にシアド・バーレ (Mohamed Siad Barre) 政権が崩壊した後、中・南部ではハウィヤを中心とする統一ソマリア会議 (United Somali Congress: USC) のアリ・マフディ・モハメド (Ali Mahdi Muhammad) を暫定大統領に任命する動きが出るが、これは SNM への事前照会なく行われ、それまでの反政府勢力間での協定違反であった。そのため、北部には「無視され続けている」という感情が広く共有されるようになっていき、もともととは必ずしも「独立」を指向していなかった SNM によるソマリランド「独立」への動き

に拍車をかけることになった。

(2) ソマリランドにおける「和解」の全体動向

こうした状況下、1991年5月18日にSNMは北部人大会議（Great Conference of the Northern Peoples）をブラオ（Burao）に召集し、1960年の合併条約を破棄して、「ソマリランド共和国」（Somaliland Republic）の「独立」を宣言するとともに、SNMに政府の樹立と憲法起草が委託された。ここでSNMは任期2年の単独政党体制を認められたほか、SNM議長のアリ・‘ツール’（Abdulrahman Ahmed Ali ‘Tuur’）が暫定大統領に就任した（‘ツール’はクランとしてはハバルヨニスだった）。しかし、国際的に国家承認を得られないまま海外からの援助を得ることはできず、荒廃したインフラの再建やSNM軍人への給与支払いなどにおいて大きな困難に直面することになった。

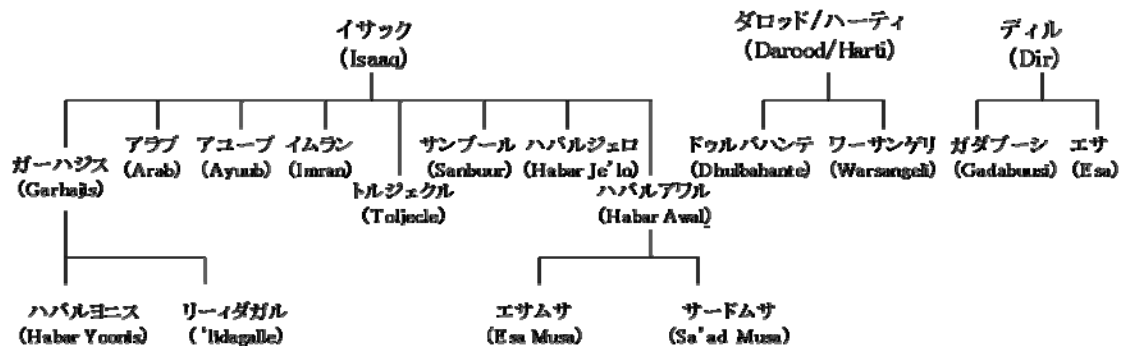
1991年末からは、後にも述べるようにベルベラ（Berbera）やブラオにおいてイサクとそれ以外のクラン間の軍事対立が生じる事態にまで発展した。この過程でSNMは機能不全に陥り、これに代わって「ソマリランド」の秩序回復に大きな役割を果たしたのがクランの長老たち（の会議）（*Guurti*）であった⁴。1991年から93年までの間に*Guurti*による和解のための会議は9回行われている（Farah and Lewis [1997]）。その中でも1993年1月24日から同年5月まで開催されたボラマ（Boorama）での国民和解のための大会議（Grand Conference on National Reconciliation、ボラマ会議）には「ソマリランド」のすべてのクランの長老150名が参加し、「ソマリランド」全体の長老会議という形態をとった。ここでは長老の監視下での治安維持の実現を目指したソマリランド・コミュニティ「安全と平和憲章」（Somaliland Communities Security and Peace Charter）と2年間の暫定憲法に相当する「国民憲章」（National Charter）を採択した。「国民憲章」の第10条で、政府（執行評議会）と非選出の長老院と選挙により選出される下院からなる二院制の議会の設置を規定した。ここでは、西洋の制度とソマリアの「伝統」的なクラン代表の制度を融合したビール（*beel*）体制という全会一致方式を採用した形をとることになった。憲章では平和維持に当たる長老院の役割として、大統領、副大統領、下院議員の任命権が規定されたほか、国家諸機関が機能不全に陥った場合には問題解決のための会議の開催権を長老院が有することも規定された（Schoiswohl [2004: 119]）。そして憲章の規定に基づき、1993年6月にイーガル（Mohamed Ibrahim Egal）が大統領に任命され⁵、アウ・アリ（Abdulrahman Aw Ali）が副大

⁴ *Guurti* は遊牧民であるソマリ社会に深く根付いた権威のあり方であり、基本的には「移動式の長老による会議」（*peripatetic council*）を指す概念である（Farah and Lewis [1997]）。氏族をもとに構造化された社会のヒエラルキーの最高位に位置するのが「長老たち」（とその会議）であり、歴史的にもさまざまな紛争解決において、*Guurti* は重要な役割を果たしてきた。また、武装した民兵の問題への対応上も重要な役割を持ってきた（Schoiswohl [2004: 118]）。後に、*Guurti* は長老院を指す概念ともなる（ICG [2003: 26]）。

⁵ イーガルはこの時点で「独立」に基本的に反対する立場を表明し、ジブチ主催のソマリ

統領に任命された。こうして成立したイーガル体制下で、一定の機能を果たしうる政府が確立されたほか、経済機能が回復するなどの状況改善は見られたのである。

図2 ソマリア北部(ソマリランド)のクラン



(出典) Interpeace [2008b: 9]

2. ソマリランドにおける「和解」の道程

(1) ブラオ会議に至る過程

既出のブラオ会議以前にも、この会合を準備するための様々な取り組みが行われていた。ここで扱われた問題は、ブラオ会議での決議にも一定の影響を有していたほか、草の根レベルにおける紛争解決の側面と強く有するものであった。まず、一連の紛争の中でコミュニティレベルに生じたのが、牧草地と水資源をめぐるイサックとダロッド間の紛争（エチオピア国境）であった。これに関しては、この地域に居住するダロッドを構成するクランであるドゥルバハンテの一部勢力と SNM の 5 回に及ぶ会合（1990 年 2 月～9 月）が開催されている（Interpeace [2008b: 17]）。また、ソマリランド西部のジブチ国境に近い地域でも SNM とガダブーシとの和平問題（特にサードムサとガダブーシのサブクランであるリール・ヌール間の土地問題）が話し合われる機会が持たれていた（Interpeace [2008b: 33]）。1991 年 2 月 28 日～3 月 3 日にはボラマ会議が行われ、SMN とガダブーシの長老間の会談で停戦合意が締結された（Interpeace [2008b: 28]）。

そして、ブラオ会合に向けた準備会合として重要な位置づけを与えられるバルベラ会合（「北部クラン友愛会議」）が 北部の主要クランが集結した形で 1991 年 2 月 15 日～27 日

ア和平会議に出席していたほか、1991 年から 1993 年の間、アラブ首長国連邦に出国しており、イーガルの「独立」への姿勢についての疑念も示されることがあった（ICG [2003: 10]）。

に開催された。ここで、北部地域における停戦に向けた合意形成が行われた形になった (Interpeace [2008b: 34])。

(2) ブラオ会議 (1991年4月27日～6月4日)

既述のように、ブラオ会議はソマリランドの「独立」を決定した重要な会議であるが、二つの異なる性格の異なる会議から構成されていた。第一に長老会議 (4月27日～5月5日) であり、第二に SNM 中央委員会会議 (5月5日～6月4日) である。この会合への参加者は、クラン、政治家、ディアスポラ、ビジネスマン、詩人、女性、宗教者、長老の代表とされている。

前半に開催された長老会議での合意事項は、これに続く SNM 中央委員会への勧告事項として採択されている。その内容は以下の7項目からなる。

1. 北部の南部からの分離 (That the North would proceed separately from the South) ;
2. イスラーム法の採用 (That Sharia law would be adopted) ;
3. 安全保障の実現 (That the security of the North would be ensured) ;
4. 政府の早期樹立 (That a government would be established in the North as quickly as possible) ;
5. 北部クランのみによる政府、有権者の設定 (That local and national government positions and national constituencies would be distributed justly amongst the northern clans)
6. サナーグ地域の和平実現に関する特別委員会の設置 (The issue of peace in Sanaag would be pursued by a special committee) ;
7. SNM の「退役軍人」への雇用優先政策 (The SNM veterans would be a priority in the recruitment of jobs) .

SNM中央委員会会議⁶は、上記の勧告案を受けて開催された。中央委員会はSNM内の選挙で選出された99名で構成され、この会合には79名が出席したほか、SNMを構成していないクラン代表を10名が出席を認められる形態がとられた (Interpeace [2008b: 37])。会議の最初の段階では、「独立」に対するSNM指導部の対応はきわめて慎重 (むしろ何らかの分権的体制の妥当性支持) だったものの、既述のような首都での動きに反応する形でイサクを中心として「独立」を支持する立場が明確な形をとったことから、一気に「独立」に向けた方向に転換していくことになった。ここで決議された内容は以下の通りである。

⁶ なお、この会合の議長は、長く日本に滞在し2011年2月に逝去したメガーグ・サマター (Ibrahim Maigag Samatar) だった。

1. 北部が 1960 年 6 月 26 日の法的地位に復帰 (Northern Regions to revert to the legal status held on 26th June 1960) ;
2. イスラーム法の採用 (Sharia law to be adopted) ;
3. 安全保障の実現 (To assure the security of the Northern Regions) ;
4. 政府の早期樹立 (To establish a Northern government as soon as possible) ;
5. 北部クランへの政府ポスト、議会議席の公平な配分 (To distribute government positions and national houses equally to all of the northern clans) ;
6. サナーグ地域の和平実現に関する特別委員会の任命 (Peace in Sanaag should be pursued with the nomination of a special committee to facilitate negotiations) ;
7. 政府ポストへの SNM の戦士の採用上の優遇措置 (The SNM mujaahidiin to be given priority in recruitment for government positions) .

上記でみるように、1, 5, 7 において表現上の修正がみられ、特に「独立」に関しては、ソマリアの独立の歴史を踏まえた慎重な表記が行われている。本報告で重要視する必要があるのは 6 で定められているサナーグにおける和平問題への特別な配慮である。この点は、後のプントランドとの関係において重要な点でもあるので、以下で改めて検討を加えることとしたい。これを受け、既述のように 5 月 18 日に大集会を開催し、「独立」宣言、その後の中央委員会会合の焦点は「独立」後の政府機構のあり方をめぐるものへと変化していったほか、中央委員会は、憲法制定議会へと移行（議会機能を代行）する形になった。

(3) 新たな紛争とボラマ会議（1993 年 1 月～3 月）

クラン間の問題がブラオ会議ですべて解決したわけではなく、新たな体制の樹立がイサック間の新たな対立の火種ともなった。その一つの現象がブラオ紛争（1992 年 2 月）である。この紛争においてはイサックの中のハバルヨニスとババルジェロの民兵が対立した。武装したままで、雇用機会のなかった SNM の若者間の対立という様相を示したが、この紛争自体は 1 週間で終結した。その仲介に当たったのは、ダロッドのドウルバハンテや、ディルのガダブーシの長老などイサック以外のクランの長老や、ハルゲイサ近郊の *Guuti* メンバーであった。

さらに大規模な紛争がベルベラ紛争（1992 年 3 月～10 月）という形で発生した。この背景には、大統領継承問題とベルベラ（港）の支配権（関税徴収権の執行）にかかわるイサックの中のハバルアワルとハバルヨニス間の確執が潜んでいた。そして、この問題はソマリランド政府の歳入の確保にも関わる問題を含んでいた。前者の後継問題では、1993 年 5 月に任期を終える大統領職へのハバルアワル出身者の就任への期待があった。また、ハバルアワルが居住の上では実効支配するベルベラに新たに樹立された「政府」＝ハバルヨニス「侵略」している状況と解釈される状況が生まれたこともベルベラ紛争の背景要因で

あった。さらに、既述のブラオ紛争におけるハバルヨニスとババルジェロが対立再燃し、さらに‘ツール’大統領によるババルジェロ出身大臣の解任という問題が発生したことで、ハバルヨニスを中心とした「政府」の正統性に他のイサックのクランが疑問を投げかける構図になったことで、ソマリランド域内における治安の不安定状況に発展することにもつながるなど、ソマリランド情勢の流動化が加速する結果となった。この問題に対しては、ドゥルバハンテ、ガダブーシの長老の仲介努力を払う形で行われたシーク（Sheekh）会議（1992年10～11月）で一定の問題解決が図られた（Interpeace [2008b: 44-47]）。

こうした情勢を受けて開催されたのがボラマ会議（1993年1月～3月）である。既述のように域内全体の長老会議という形態をとった会合であり、最終的には「安全と平和憲章」と「国民憲章」を採択し、後の安定の基礎を築くものであったが、これはソマリランドの「運命」を決する会合という認識が共有されていた（Interpeace [2008b: 49-55]）。

決定に際しては投票権の振り分けがなされてはおり、多数決による決定を排するものではなかった。ただし、通常の決定に関しては全会一致方式が採用され、予定通りの時間内で勝論が出ない場合には、議長が「病」で欠席という形で妥協点まで協議継続がなされるか、正規の会合の外での審議が多数実施された点が大きな特徴であった。この背景には、ソマリ社会における「投票は戦闘」という発想が影響していたとみられている。さらに、ソマリランドにおけるこれまでの紛争解決にもみられてきたように、イサック間の問題がある場合には、ガダブーシ、ドゥルバハンテらの「外」の仲介者の役割が重視された。さらに、主要な憲章等の起草をガダブーシ、ドゥルバハンテ、ワーセンゲリといったイサック以外の知識人から構成される委員会が実施する体制が採られるなど、包括的な意志決定の手続きが採られた点もその特徴であった（Interpeace [2008b: 51-52]）。

「国民憲章」第10条で、政府（執行評議会）と非選出の長老院と選挙により選出される下院からなる二院制の議会の設置を規定（西洋の制度とソマリアの「伝統」的な氏族代表の制度を融合したビール（beel）体制という全会一致方式が採られたことは既述の通りであり、それぞれの議会は75名ずつ計150名からなるものとされた。そして、1993年6月に、選挙を経て99票を獲得したイーガルが大統領、アウ・アリが副大統領に就任したが、イーガルはハバルアワル、アウ・アリはガダブーシであったことから、ハバルヨニスには不満が残り、これ以降のソマリランドにおけるクラン間の「和解」の一つの課題として残されることとなった（Interpeace [2008b: 55-56]）。

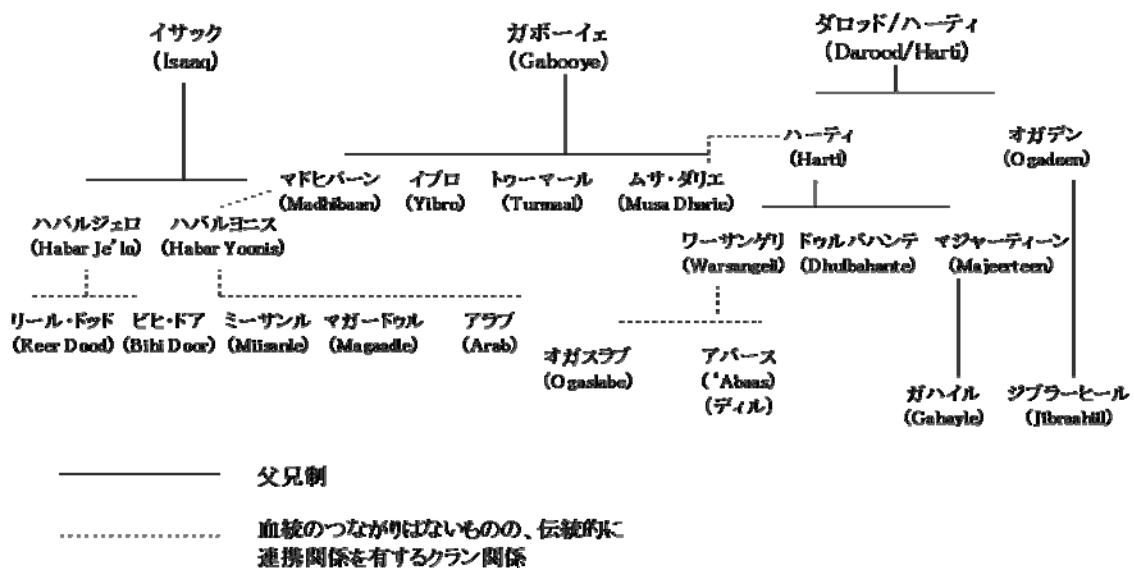
（4）サナーグ地域での和平

既述のように、東部地域に関しては、ブラオ会議でみたように特別な扱いが必要であるという認識が当初から持たれていた。この背景としては地域特性がかかわっている。サナーグは1972年にシアド・バーレ政権下で設立された行政区であり、歴史的にはソマリ社会におけるクラン関係もソマリランドの西部と比較しきわめて複雑であることから（図3を

参照)、ソマリランドにおいても特別な地域と認識されてきた経緯がある。

そのために、この地域に居住するクラン間で生じた問題に関しては、全く異なる形で「和解」が図られてきた経緯がある。ここでは多数のクラン間の「和解」会合が、1990年代以降コミユナルな紛争を中心とした「和解」会合が開催されてきた（1990年代前半のコミユナルなクラン間の「和解」のための会合に関しては年表を参照のこと）。なお、ここでも長老、慣習法の重要性は変わらない。この地域における「和解」が大枠で成立する上での重要な会合として、この地域の中心都市であるエリガヴォ（Erigavo）で1993年8月19日～11月11日にかけて開催された「サナーグ平和と和解大会議」（Sanaag Grand Peace and Reconciliation Conference）を挙げるができる。この会合において、エリガヴォ平和憲章（Erigavo Peace Charter）が採択され、この地域独自の過程を経る形で一定の安定につながる成果を上げた（Interpeace [2008b: 61-86]）。

図3 サナーグ地域のクラン



(出典) Interpeace [2008b: 63]

年表 サナーグ地域の和平の進展状況（問題と関係クラン）

1990年12月	停戦、牧草地、ハバルヨニス、ワーセングリ
1991年2月	停戦、ドウルバハンテ、ハバルジェロ
1991年6月	停戦、ハバルヨニス、ワーセングリ
1991年10月	停戦、交易関係、ハバルヨニス、ワーセングリ／貿易、捕虜交換、ハバルヨニス、ドウルバハンテ、ハバルジェロ
1992年5月	治安、公益、ハバルジェロ、ワーセングリ
1992年6月	和平の最終協定、ハバルジェロ、ドウルバハンテ
1992年8月	敵対終結、戦利品変換、クラン管理地での治安責任確認、ハバルジェロ、ワーセングリ、ドウルバハンテ、ガハイル
1992年9月	家畜交換、ハバルジェロ、ドウルバハンテ
1992年11月	管理地での治安責任、紛争解決委員会選定、ハバルヨニス、ワーセングリ
1992年11-12月	エリガボでの会議開催合意（ハバルヨニスの支持あり）、ハバルジェロ、ワーセングリ、ドウルバハンテ、ガハイル（マジヤーティーンの子クラン）
1993年1-2月	敵対終結、（ハバルヨニスのエリガボ会議開催）に関するハバルヨニスと、ドウルバハンテ間の合意
1993年6月	ハバルヨニスのエリガボ会議開催確定（会議へのすべてのサナーグ地域のクラン招聘）に関するハバルヨニスとワーセングリ間での合意／ハバルヨニス、ドウルバハンテ間でのエリガボ会議への招聘に関する非公式会合／ハバルジェロとハバルヨニス間でのエリガボ会議での対応の違いの解決
1993年8-11月	サナーグ地域における平和憲章、行政法令調印、サナーグ地域居住のすべてのクラン出席（ハバルジェロ、ハバルヨニス、ワーセングリ、ドウルバハンテ、ガハイル、ジブラーヒール（オガデンの子クラン）

第3節 プントランドにおける紛争と「和解」過程

1. プントランドにおける紛争

ソマリア北東部地域は、ソマリランドとは異なる反政府勢力であるソマリ救国民主戦線（Somali Salvation Democratic Front: SSDF）が主要な拠点としていた地域である。また、クランの観点から見ても図4に示すクラン系図に明らかなように、ダロッドが主要クランである点においても、ソマリランドとは異なる点に留意する必要がある。

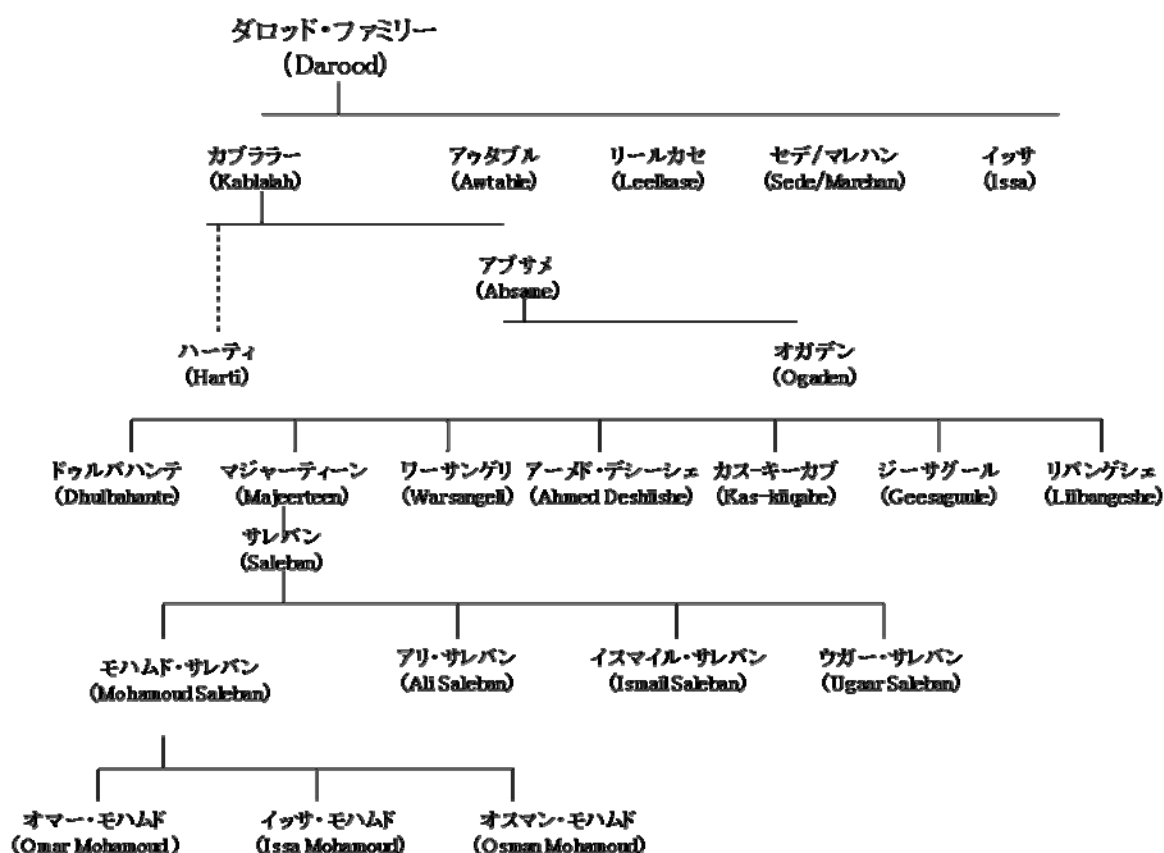
SSDFは1977年創設され、当時はイサック、ハウィヤ、ダロッドなどのクラン横断的な反政府組織としての特徴を持っていた。しかし組織内部の権力抗争の中でマジャーティーンの影響力が増大した。ただし、1980年代前半までに組織内の対立が激化し、結果的に機能不全に陥り、その活動実態は失われた。1985年にアブドライ・ユースフ（Abdulahi Yusuf Ahmed）が新たな指導者となり活動を再開したものの、エチオピアに拘束され、中央委員会メンバーは海外へ脱出し、兵士は首都や北東部へ帰還した結果、反政府勢力としては必ずしも主要主体ではない状況になった（Interpeace [2008a: 13]）。

シアド・バーレ体制崩壊後、首都でハウィヤ中心のUSC（アイディード派）によるダロッドの殺戮に対応する形で、1991年2月14日に従来を中心勢力マジャーティーンを中心としたダロッドによりSSDFがガルカイヨで再興されることになった。エチオピアにおけるメンギスツ政権崩壊後に1991年5月ユースフは釈放され、自ら議長ポストを要求するなどの動きに出たことから、SSDFの内部対立が表面化することになった。内部対立の図式は、

「武闘派」とされるユースフとバーレ体制下の高官のグループと「マニフェスト・グループ」（穏健派）という文民政官時代の高官グループからなる勢力で、その中心はモハマド・アブシール将軍（General Mohamed Abshir）であった。前者と後者の間には、ハウィヤとの関係において大きな相違がみられた（Interpeace [2008a: 15-16]）。

こうしたSSDFの対立状況下で、北東部における安定を実現する取り組みがSSDF主導で行われることになるが、その内部分裂のために必ずしも順調な道程を歩むことにならなかった。1991年6月に開催されたガロウェ会合においては、シアド・バーレ体制崩壊後のソマリア情勢への対応が協議された。ここで課題とされたのは以下の4点である。第一に北東部における安定を確保するために主要な経済の動脈であるガルカイヨとボサソを結ぶ道路とボサソ港を保護すること、第二にSSDFの指導者問題の解決と中央委員会の構成（結論は出ず）、第三に1991年7月に予定されていたジブチでの全国レベルの「和解」会合への北東部の立場の確認、そして第四にソマリランド「独立」への立場、である（Interpeace [2008a:16]）。

図4 ダロッドのクラン系図(プントランド)



(出典) Interpeace [2008a: 11]

この時期に北東部は安全保障に関わる3つの懸案を抱えていた。第一に上述のガロウエ会合でも扱われていたソマリランド、第二に南部からのハウィヤ中心のUSCの攻撃、第三に地域内でのイスラーム主義勢力(al-Ithihaad al-Isaami)の台頭であった。こうした問題に対応する過程で、先に挙げた「武闘派」が優勢になる傾向が強まることになった。1992年5月16日に開催されたSSDF中央委員会(ガロウエ会議)では、それまでモハムド・アブシールの影響下にあった地域行政機構をユースフ率いる緊急安全委員会のもとにおく決定がなされた。1992年6月にはSSDFによりイスラーム主義勢力への攻撃が行われ、北東部地域を制圧し、イスラーム主義勢力との間で妥協するとともにその武装解除が行われた(Interpeace [2008a: 17-18])。

この後も1993年6月にはSSDF(ユースフ)とUSC(アイディード)間でのムダグ地域における紛争解決をめぐる協定であるムダグ和平協定が締結された。ここでは、ラクダ泥棒や商品略奪等を封じるための策を講じるために伝統的指導者含む共同の問題解決の場を設定することなどが含まれた。しかし双方には内部対立があり、その後の安定につながる成果とは見なしにくい協定であった(Interpeace [2008a: 19])。

SSDFは1994年6月～9月に1986年エチオピアの会合以降初の全体会合となる第5回会合を開催した。ここで中央委員会設立、議長選出、地域行政機構の設立などのアジェンダ、しかし内部分裂決定的になるなど、北東部の安定実現においては組織的課題を克服できない状況になった（Interpeace [2008a: 20]）。

他方、SSDFの全体会合に先駆けて1993年12月に開催されたガロウェ会議は和平と社会経済発展を指向した会合として行われた。この会議の参加者の中には伝統的指導者（この地域では *Isimo* と表現される）、ソマリランド独立に反対するワーセンゲリ、ドゥルバハンテのグループが設立した統一ソマリ党（United Somali Party: USP）、国連ソマリア活動（UNOSOM）代表が含まれていた。ここで特記すべきは、これがダロッドの中におけるハーティ（という政治連合）の会合という性格を強く有していたことである。そして、この会合こそが後のプントランドにおける政府の形成への起点との評価がなされることになる（Interpeace [2008a: 20]）。

2. SSDFにおける対立解消と「政府」樹立

すでに指摘したようなSSDFにおける指導者問題が一定の解決をみたのは、1997年1月にエチオピアのソドレにおけるSSDF会合で妥協策合意がなされたときであった。ここで「武闘派」と「マニフェスト・グループ」（穏健派）の間で、一定の役割分担がなされた形になったが⁷、この前後の動静から「武闘派」とそれを率いるユースフが主導権を採る流れができていた（Interpeace [2008a: 24]）。

1997年11月～12月にはカイロでソマリア全体に関わる会合が開催された。しかし、この会合でなされた決定に対し、北西部住民はきわめて大きな不満を抱く結果となった。それは、アラブ諸国が特にUSCのアリ・マフディとフセイン・アイディードなどハウィヤに肩入れする対応を示したことに加え、本来はボサソで予定されていた今回の全国レベルでの「和解」会合がアイディードの拠点都市の一つであるバイドアへの変更されたためであった。この会合を転機として、この地域から外に出た「ディアスポラ」などを巻き込む形で、北東部独自の政体構想が進むことになった（Interpeace [2008a: 24-25]）。

こうした状況下で開催された「政府」樹立を決定したガロウェ政権会議（Garowe Community Constitutional Conference）について次にみておくことにしたい。ガロウェでの

⁷ ここでは、アブシールがSSDFの組織内問題対応の議長と暫定政治協議会長のポスト（SSDF chairman for internal affairs and head of the Provisional Political Council（*Golaha Ku Meelgaarka ee Siyaasadda*））に就任し、ユースフは、「全国」レベルの問題対応議長と全国救国協議会のSSDF代表（SSDF chairman to manage national issues and represent the SSDF on the National Salvation Council）に就任した。全国救国協議会は、この会合に先立ちソドレで開催された全国会合で承認された、「和解」に向けた組織であった（Interpeace [2008a: 24]）。

本会議に先駆けて開催された協議（1998年2月25日～3月12日）において、ユースフの意向により、ソマリランドとの「境界」地域にあたるソール、サナーグに居住するワーセングリ、ドゥルバハンテが招かれた⁸。3月10日からはUSPが参加し、これらのダロッドのクラン代表がソマリランドからプントランドへの政治忠誠を変更する姿勢が示された（Interpeace [2008a: 36]）。従って、この段階ではマレハンをのぞくダロッドのサブクランが北東部における新政府樹立に向けた会合に参加する状況にあった⁹。こうした交渉過程において、SSDFで主導権を採っていたユースフが優位な体制が作られていくことになる。また、ハーティの政党ともいえるUSPの立場からは、ソマリランド政府への資源分配上の圧力、さらには独立への牽制、そしてハーティの政治的一体化をはかろうとする動きのほか、ソマリランドとプントランド間の「勢力均衡」を利用し、双方からの「分け前」を期待する姿勢が示された（Interpeace [2008a: 24-26]）。

本会合は1998年5月～7月に開催された。この会合では、「ディアスポラ」を含む形で出席したそれぞれの地域が議決に当たっての投票権を割り振られた¹⁰。ここで特記すべき点は、この会合において1993年のソマリランドの「和解」過程の重要な会合であったボラマ会議に参加経験を持ったドゥルバハンテの長老が多く活躍したという点である。まさに複数の「和解」過程に関与するという事態が生じたのである。この会合の結果として、ソール、サナーグ地域に居住するハーティが得たものだけを確認しておきたい。議会議席は66議席中22議席、閣僚ポストは9ポスト中3ポスト、副大統領職がドゥルバハンテに、議長職がワーセングリに、そしてその他議会に5名の女性議席が認められたのである。従って、ハーティからみると、プントランドへの政治的関与が一定の実を結んだ結果となったわけである（Interpeace [2008a:26]）。、なおプントランドはソマリランドとは異なり「独立」を望んだわけではなく、将来的な連邦国家の構成地域という位置づけを与えている点にもその後の経緯を検討する上では留意が必要である。

⁸ 当初はソマリランドとの関係を考慮し、これらの地域からの参加に消極姿勢が示されていた（Interpeace [2008a: 25]）。

⁹ マレハンだけは南部のキスマヨの攻防をめぐりハーティと対峙状況にあるなど、ソマリアにおけるクランの複雑な居住状況と、それぞれの地域での対立の図式が「和解」過程に複雑な影を落とした（Interpeace [2008a: 36]）。

¹⁰ バリ（Bari）（97票）、ヌガール（Nugaal）（56票）、北ムダグ（north Mudug）（56票）、ソール、並びにブホードル（Sool region and Buhoodle district）（96票）、サナーグ（Sanaag）（56票）、西ガルグドゥード（western Galgaduud）（42票、本会議欠席）ディアスポラ（30票）（Interpeace [2008a: 39]）。

おわりに——次年度に向けた研究課題——

ソマリアにおける「並行的」あるいは「重層的」な和解実践と相互に影響を与え、特に近接しているクランの居住地特性にも影響を受ける形で、北部ソマリアにおける「境界」をめぐる新たな紛争が今世紀に入ってから生じてきた背景を整理する作業を本報告では行ってきた。

ここで確認されたのは、北部における二つの「並行」して行われた「和解」過程に関わった「境界」に位置するクランの長老の存在である。それと同時に、これまでヘーネが指摘してきたような、プントランド「政府」樹立過程におけるソマリランドの「模倣」という点もある程度確認できる (Hoehne [2009])。しかも、北東部の政府がプントという形でこの地域の居住するクランではなく、古王国の名称をあえて用いたことのソマリアという政治文脈における意味合いも考慮しなければならない¹¹。この後、ソマリランドとプントランドの政治家の間では、それぞれを「イサックの地」、「マジャーティーンの地」と呼び合うなどの政治的駆け引きも行われたほか、「境界」地域のハーティ（特にドゥルバハンテ、ワーセンゲリ）がそれぞれの地域で周辺に位置しつつ、それぞれの行政に関わるという「重複帰属」状況が生じるとともに、この「境界」地域の帰属がきわめて曖昧な状況になっていった (Hoehne [2009: 265-266])。しかも、これは「独立」を指向しないプントランドが、係争状態を維持することで「明確な境界」を策定できないためにソマリランドの国家承認が行われにくくする状況を巧みに作り上げる一つの方策という面をも有していたのである。

従って、本報告が扱った「並行的」な「和解」過程は、ソマリアが国内外で抱えているきわめて多様な課題に密接に関わるものであり、こうした現代的な問題関心から改めて本報告が扱った「和解」過程を位置づけ直す作業を次年度の課題とすることにしたい。

参考文献・資料

Adar, Korwa G., and John G. Nyuot Yoh eds. [2006] *Somalia Peace Process: Challenges and Future Prospects for the Reconstruction and Restoration of Legitimacy*, Pretoria: Africa Institute for South Africa.

Ahmed, Ismail I., and R. H. Green [1999] “The Heritage of War and State Collapse in Somalia and Somaliland: Local-Level Effects, External Interventions and Reconstruction,” *Third World*

¹¹ 実際プントは考古学的にはより北西部のエリトリアや南スーダン付近を指す地名とする研究も存在する (Phillips [1997])。

- Quarterly*, Vol.20, No.1, pp.113-127.
- Bradbury, Mark [2008] *Becoming Somaliland*, London: James Currey.
- Brons, Mari H. [2001] *Society, Security, Sovereignty and the State in Somalia: From Statelessness to Statelessness?*, Utrecht: International Book.
- Farah, Ahmed Y., and Ioan M. Lewis [1997] "Making Peace in Somaliland," *Cahiers d'Etudes africaines*, 146(37-2), pp.349-377.
- Hagmann, Tobias, and Didier Péclard [2010] "Negotiating Statehood: Dynamics of Power and Domination in Africa," *Development and Change*, 41(4), pp.539-562.
- Hoehne, Markus V. [2009] "Mimesis and Mimicry in Dynamics of State and Identity Formation in Northern Somalia," *Africa*, 79(2), pp.252-281.
- [2010] "People and Politics along and across the Somaliland-Puntland Border," in Feyissa, Dereje and Markus V. Hoehne eds., *Borders and Borderlands as Resources in the Horn of Africa*, London: James Currey.
- [2011] *No Easy Way Out: Traditional Authorities in Somaliland and the Limits of Hybrid Political Orders*, Danish Institute for International Studies Working Paper.
- ICG [2003] *Somaliland: Democratisation and its Discontents*, Brussels: ICG.
- Interpeace [2008a] *The Puntland Experience: A Bottom-up Approach to Peace and State-building*, Nairobi: Interpeace.
- [2008b] *Peace in Somaliland: An Indigenous Approach to State-building*, Nairobi: Interpeace.
- [2009] *A Synthesis Report of the Peace Mapping Study*, Nairobi: Interpeace.
- Jhazbhay, Iqbal D. [2010] *Somaliland: An African struggle for nationhood and international recognition*, Midrand: Center for Global Dialogue.
- Lewis, I.M. [1998] *Peoples of the Horn of Africa: Somali, Afar and Saho*, London: Haan Associate.
- Lyons, Terrence, and Ahmed I. Samatar [1995] *Somalia: State Collapse, Multilateral Intervention, and Strategies for Political Reconstruction*, Washington, D.C.: Brookings Institution.
- Phillips, J. [1997] "Punt and Aksum: Egypt and the Horn of Africa," *Journal of African History*, 38 (3), pp423–57.
- Schoiswohl, Michael [2004] *Status and (Human Rights) Obligations of Non-Recognized De Facto Regimes in International Law: The Case of 'Somaliland,'* Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- van Notten, Michael [2005] *The Law of the Somalis: A Stable Foundation for Economic Development in the Horn of Africa*, Treton, N.J.: Red Sea Press.